

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	加 藤 武 男	
欠席	副 会 長	三 輪 義 治	
出席	副 会 長	山 田 岩 夫	
出席	委 員	前 野 晃	
出席	委 員	川 口 高 志	
出席	委 員	水 谷 敏 信	
出席	委 員	渥 美 誠	
出席	委 員	水 谷 怜	
出席	委 員	戸 谷 静 治	
出席	委 員	毎 田 勝 敏	
出席	委 員	杉 村 義 仁	
出席	委 員	佐 藤 信 之	
出席	委 員	水 谷 隆	
出席	委 員	川 村 勝 美	
出席	委 員	近 藤 豊	
出席	委 員	中 野 俊 郎	
出席	委 員	飯 田 喜美子	

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	伊 藤 定 廣	
出席	委 員	青 木 茂	
出席	委 員	吉 川 広	
出席	委 員	高 木 俊 彦	
出席	委 員	堀 田 秀 志	
出席	委 員	服 部 一 美	
出席	委 員	福 田 和 雄	
出席	委 員	石 原 温	
欠席	委 員	山 岡 幹 雄	
出席	委 員	堀 田 喜代春	
出席	委 員	橋 本 三 博	
出席	委 員	大 野 泰 弘	
出席	委 員	加 藤 和 子	
出席	委 員	鈴 木 義 英	
出席	委 員	芳 川 照 明	
出席	委 員	飯 田 英 雄	
欠席	委 員	濱 田 恒 雄	
出席	委 員	松 永 富士男	
出席	委 員	山 田 宗 一	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	飯 谷 幸 良
課長補佐（事務担当）	渡 辺 弘 康
主 事（事務担当）	生 田 一

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 平成26年3月20日(木) 午前9時00分から午前9時40分</p> <p>2. 開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室</p> <p>3. 出席委員(34人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(3人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 決定第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>日程第 7 専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出</p> <p>日程第 8 専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</p> <p>日程第 9 専決報告 現況証明願</p> <p>日程第 10 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>日程第 11 報 告 農地改良届出書</p> <p>日程第 12 報 告 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用</p> <p>日程第 13 報 告 公共工事に伴う一時転用</p> <p>日程第 14 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員 (3人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 渡辺弘康 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p>
事務局長	<p>定例会の開会前に、親睦会に関する報告をさせていただきます。</p> <p>34番 濱田委員が入院をされましたので、2月20日に会長及び事務局にてお見舞いをさせていただきました。尚、規約により5,000円を親睦会より支出さ</p>

会 長

せていただきました。

又、20番 吉川委員の 父がお亡くなりになり、3月8日に三輪副会長・八開地区の委員さん及び事務局にて葬儀告別式に参列させていただきました。尚、規約により、伽見舞い3,000円・香典5,000円を親睦会より支出させていただきましたのでよろしく申し上げます。

それでは、平成26年3月農業委員会定例会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。

会長さん宜しくお願いします。

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は（37名中34名）で、定足数に達しておりますので、只今より3月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号29番 大野 泰弘 委員

議席番号31番 鈴木 義英 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第40号	農地法第3条の規定による許可申請	4件
議案第41号	農地法第4条の規定による許可申請	1件
議案第42号	農地法第5条の規定による許可申請	11件
決定第14号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による当委員会の決定について	23件
専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	9件
専決報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出	1件
専決報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出	2件
専決報告	現況証明願	4件
報告	農地法第18条第6項の規定による通知	2件
報告	農地改良届出書	1件
報告	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に 伴う農地転用	6件
報告	公共工事に伴う一時転用	1件

事務局	<p>それでは、議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請 について審議をお願いします、 事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》(1番から4番の譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)</p> <p>以上、4件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上でございます。</p>
会長	<p>只今、事務局より 議案第40号 につきまして説明させていただきました、何かご意見・ご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請 4件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について審議をお願いします、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)太陽光の申請でございます。パネル260枚を設置し、年間71,762kwを発電し37.8円にて年間270万円の発電収入を見込んでおり、総事業費〇〇〇〇円を8年目にて回収する計画となっております、事業の採算性はあると思われます。架台はφ76mmのスクリー柱を1.5m程度打ち込み、専用架台を取り付け、秒速40mの風に耐える構造となっております。廻りを1.5mのフェンスで囲い、地表面は防草シートで覆うとのことです。</p> <p>以上、1件につきまして、農地法第4条第2項各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上でございます。</p>
会長	<p>只今、議案第41号 について事務局より説明させていただきました。何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p>

それでは、議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。全員賛成という事で、県へ進達することに決定いたします。

続きまして、議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請 11件について審議をお願いしますが、議案番号3番につきまして、32番 芳川委員が、総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当しますので、まず、3番を除く議案より審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 管理組合を設立し、自己の農業用及び近隣住民の要望により貸駐車場9台分を確保する計画でございます。申請書には9台分の申込書及び車検証の写しが添付されています。

(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 昭和42年より隣接地にて金網の製作加工を行っておりますが、大変手狭な事により申請地を申請理由のとおり利用する計画でございます。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は昨年4月に独立し太陽光発電の設置工事を営んでいるとの事で、現在の資材置場は自宅か元請先を利用していますが、将来を考慮し、今般自分の資材置場を確保し、事業拡大するとの事でございます。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 現在は家族3人で弥富市の賃貸住宅に住んでいますが、将来を考慮し、父、所有地に分家住宅を建築する計画でございます。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請地に隣接する店舗にて上海料理店を営んでおりますが、出入口が大変に見づらいため申請地を整備し、店のPRのための看板を設置する計画でございます。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 受入は一般及び産業廃棄物の収集運搬・中間処理を行う会社で、中でも廃材によりチップを生成し、リサイクルすることが大半で、顧客の増加により、処理前廃棄物の保管場所が、現施設では不足し、受け入れ出来ない為、現施設と道路を隔てた申請地を処理前廃棄物の保管場所として利用する計画でございます。尚、廃棄物に関する許可については関係機関との協議も協議済であり、他法令もクリアーされています。又、規模決定に関する根拠については申請書に添付されており特に問題は無いと思われま。

	<p>(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 現集会所に駐車スペースは無いため、申請地にて12台分の駐車スペースを確保する計画でございます。</p> <p>(9番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 受人はイチゴ農家で、申請地を隣接する自宅敷地と一体的に利用し夜冷機などを設置し利用する計画でございます。</p> <p>(10番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 受人は児童発達支援・放課後デイサービス・福祉ホームの事業を営んでおり、現在の施設には18台分の駐車スペースが確保されていますが、従業員20人、法人車両8台、合計28台分の駐車スペースが必要であり、今般、申請地に7台分を確保し、駐車場不足を緩和する計画でございます。尚、計算上3台分はまだ不足する状態ですが、空いているスペースにて対応するとの事でございます。</p> <p>(11番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 現在は京都市内の賃貸住宅に家族4人で居住していますが、仕事の都合で愛知県に戻る事となり、本家に近い申請地に分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>以上、10件につきまして、農地法第5条第2号各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上でございます。</p>
会 長	<p>只今、3番を除く10件について事務局より説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
6番委員	<p>1番についてどのような法律に基づいた法人なのですか。</p>
事務局	<p>組合の規約に基づいた団体で法人格ではありませんし、登記も出来ません。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p>
	<p>それでは、議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請 3番を除く10件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県に進達することに決定いたします。</p>
	<p>それでは、3番の審議をお願いしますので 芳川委員には退席をお願いします。</p>
	<p>《 芳川委員 退席 》</p>

会長	事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>《事務局説明》 (3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 平成17年に申請地に隣接する場所に工場を建築し製麺会社を営んでおり、月産100万食、90種の製麺を行っております。在庫は12万～14万食とすることで、この在庫分を保管する為、申請地へ工場270.79㎡、内、冷蔵庫は90㎡を建築する計画でございます。尚、現在、駐車場を3ヶ所、25台分を確保していますが、社有車15台、従業員26名、合計41台となり、従業員には社有車通勤をさせている為、今般、駐車スペース12台分を含んだ計画でございます。</p> <p>以上、1件につきまして、農地法第5条第2号各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上でございます。</p>
会長	<p>只今、議案番号3番について事務局より説明させていただきましたが、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請 3番について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成という事で、県に進達することに決定いたします。</p> <p>芳川委員に入ってもらって下さい。</p> <p>《 芳川委員 着席 》</p>
会長	<p>続きまして、決定第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(件数が多いので簡略した説明を行う)(1番から23番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明) 決定第14号の農地利用集積計画につきましては、件数も多い為、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から23番、全体筆数は36筆、面積は32,856㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが受人となって利用権設定された筆数は12筆、10,216㎡でございます。あいち海部農業協同組合さん以外の受人は、8名で合計24筆、</p>

<p>会 長</p>	<p>22,640 m²となっています。内容につきましては、作物はイチゴ、水稻、普通畑でございます。新規28件、再設定8件、契約期間は5年6年10年、権利の内容はすべて賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を全て満たしていると思われます。以上でございます。</p> <p>只今、簡略した内容ではございますが、事務局より 決定第14号 について説明をさせていただきました、何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告4件・報告4件について事務局より一括で説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から9番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、9件の届出がございました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、2件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から4番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・事由・確認年月日・証明日を朗読説明) 以上、4件を事務局にて現地及び添付資料を確認し証明をさせていただきました。</p>

(報告 農地法第18条第6項の規定による通知書 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・解約申込日、合意成立日、土地引渡日・申請理由を朗読説明)

以上、2件の解約の通知がございました。

(報告 農地改良届出書 1番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積・埋立期間・備考を朗読説明)

以上、1件の届出がございました。

(報告 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用 1番から6番の認定電気通信事業者住所氏名・所在地、事由、進達日、備考を朗読説明)

1番から6番まで全て事業者はKDDI(株)でございます。面積は6ヶ所で20.556㎡となり12m～14.9mのコンクリート柱を建設し、無線装置を設置することです。以上、6件につきまして、農地法施行規則第53条第14項「転用のための権利移動の制限の例外」に該当しており、内容及び現地を確認し、県へ進達させていただきました。進達日は全て平成26年2月20日でございます。

(報告 公共工事に伴う一時転用 1番の工事名・工事内容・一時転用場所、地目、面積、借地面積・施工期間・転用内容・請負業者名を朗読説明)

以上、1件の一時転用の届出がございました。

32番委員 農地改良について工事期間がいつもより長いのはなぜですか。

事務局 搬入するための土を仕入れるのに必要な期間であると考えられます。

会長 只今、専決報告、報告についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか、

それでは、専決報告、報告について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきます。

これをもちまして、3月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午前9時35分)

続きまして、「その他」に入らせていただきます。

17番委員	<p>○ 先月の農地パトロール報告をお願いします。(八開地区)</p> <p>(議席番号17番 飯田喜美子 委員より報告)</p>
会長	<p>ご苦労様でした。</p> <p>その他、事務局より報告事項があればお願いします。</p>
事務局長	<p>○ 今月の農地パトロールは佐織地区を予定しておりますので、佐織地区の委員の方は、佐織庁舎 2階 第一委員会室に 3月25日(火)午後1時30分集合をお願いします。</p> <p>○ 次回、定例農業委員会は4月21日(月)午前9時より立田庁舎 第一会議室にて開催いたします。</p> <p>○ 「農業委員活動記録カード」(昨年の3月定例農業委員会配布)についての提出は後ろの箱に入れておいて下さい。</p> <p>○ 「農業委員会だより10号」・「農業機械盗難対策の啓発資料」・「普及センターニュース」が参りましたので、配布させていただきます。</p> <p>○ ここで、親睦会会計報告を渡辺よりさせていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>《事務局(渡辺)より会計報告》</p> <p>事務局からは以上です。</p>
会長	<p>その他、宜しいでしょうか。</p> <p>これをもちまして3月定例農業委員会を閉会いたします。</p> <p>閉 会 (午前9時40分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成26年3月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号 29番委員 大野泰弘

議事録署名者

議席番号 31番委員 鈴木義英